

## 仕様書

### 1 業務の名称

共同利用館後継施設整備基礎検討業務

### 2 履行期間

契約日～令和6年3月31日

### 3 業務の概要

札幌市では、昭和53年12月に市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図ることを目的とし、「札幌市生活館」を開設し、生活相談や講習会等を実施するアイヌ施策の拠点として活用してきた。平成15年に札幌市アイヌ文化交流センター（南区小金湯）が開設したことに伴い、平成16年度から名称を「札幌市共同利用館」（以下「共同利用館」という。）に変更し、引き続き、生活相談やアイヌ伝統文化の保存・継承等の自主活動の場として運用してきた。

共同利用館については、築45年を迎えるところであり、施設の移転又は建替え等について、検討が必要な状況になっている。また、将来にわたってアイヌ民族の伝統文化を継承していくに当たり、幅広い世代のアイヌ民族が集い、交流や伝統文化を継承するための機会や、そのための場の確保が求められている。

本業務は上記を踏まえて、共同利用館の後継施設について、基礎的な検討等を行うものである。

### 4 業務内容

#### (1) 後継施設に関する調査・検討

##### ア 類似施設の調査

道内生活館の概況、令和元年度以降に整備された類似施設の施設概況、諸室面積・機能、運営体制、建築費等について調査するほか、施設整備後の課題について聞き取りを行うこと。

##### イ 後継施設に求められる機能の検討

共同利用館後継施設整備の必要性について既存資料等を補強し再整理した上で、必要に応じてヒアリング等を行いながら共同利用館の現状の利用状況について分析すること。また、アの類似施設の整備事例も参考に、後継施設に求められる機能を想定し、建物の機能、必要諸室の機能（整備水準）、駐車場の想定台数、規模（面積）等を検討すること。

なお、検討に当たっては、共同利用館施設検討部会における意見等を反映させること。

##### ウ 整備候補地の評価

委託者が指定する2地点（現共同利用館の敷地及びその他1地点）について、敷地の物理的条件・法令条件、周辺状況等を調査のうえ、可能な限り数値等を用いて客観的な評価を実施すること。

- ・物理的条件
- ・法令条件
- ・周辺環境
- ・公共交通及び自家用車によるアクセス性
- ・その他必要な事項

##### エ 後継施設の建築概要（イメージ）等の検討

上記ア～ウを踏まえ、委託者と打合せの上で、1地点における施設整備案（配置計画、平面計画、導線計画、イメージパースを含む。）を検討すること。また、現共同利用館の解体等を含む整備スケジュール、想定整備費等について検討すること。

なお、共同利用館後継施設検討部会における中間報告（令和5年3月）に留意するとともに、次項のアイヌ施策推進委員会及び共同利用館後継施設検討部会における意見を反映させること。

(2) 札幌市アイヌ施策推進委員会及び共同利用館後継施設検討部会の対応

札幌市アイヌ施策推進委員会及び共同利用館後継施設検討部会の会議において共同利用館後継施設について検討するため、(1)の検討状況を要約した資料（Word 又は Power point）を作成すること。また、会議にオブザーバー参加し、委員からの質問等に対応すること。なお、会議の運営（連絡調整や会場の設営、会議進行、議事録等）は本業務に含まない。

※ 会議の開催回数（想定）

共同利用館後継施設検討部会 3回程度（後継施設に関する検討）

アイヌ施策推進委員会 1回程度（検討状況の報告）

(3) 業務報告書の作成

上記(1)～(2)について、業務報告書（本書及び概要版）としてまとめること。

## 5 提出書類・成果物

本業務の成果品として、以下の書類等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務実施体制報告書（様式任意・電子メール）

業務実施体制を記載し、契約後速やかに提出すること。

イ 業務実施計画書（様式任意・電子メール）

打合せ等を踏まえ、契約後2週間を目途に提出すること。なお、内容に業務の工程を含めること。

ウ 打合せ記録（様式任意・電子メール）

打合せ実施の都度作成し提出すること。

(2) 成果物

ア 完了届（1部）

イ 業務報告書（各8部、電子媒体（DVD-R等））

本書は原則として全ページA4タテ、概要版はA3ヨコ（1～2ページ程度）とすること。また、電子媒体で提出する業務報告書は、PDF形式（分割しないこと。）とすること。

なお、納品する電子媒体には、Word、Excel、Power point、イラストレーター、CADデータ等の編集可能データに加え、検討に使用した参考資料についても併せて同梱すること。

## 6 留意事項

(1) アイヌ民族等に対する配慮

アイヌ民族及びアイヌ文化に最大限配慮して業務に取り組むこと。

(2) 一般的留意事項

ア 受託者は、本業務の遂行に当たり、知り得た一切の事項について、外部漏洩が無いようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

イ 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。

- ウ 業務の実施に当たり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るよう努力すること。
- エ 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理するものとする。
- オ 本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- カ 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により適正に処理すること。特に著作権等の知的財産権に関する取扱いには、十分に注意すること。事故等により生じた損害の一切は、受託者の負担とする。
- キ 本業務の遂行に当たり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

## 7 著作権等

- (1) 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果品（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。本著作物の著作権者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者又は委託者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作権者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作権者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 8 参考資料等

- (1) 共同利用館の概要  
別紙 1 のとおり
- (2) 後継施設検討部会の設置  
令和 4 年度に札幌市アイヌ施策推進委員会に「共同利用館後継施設検討部会」を設置し、後継施設に関する基本的な考え方等について検討している。その議論について、令和 5 年 3 月に「共同利用館後継施設について（共同利用館後継施設検討部会 中間報告）」（別紙 2）を取りまとめた。  
<https://www.city.sapporo.jp/shimin/ainushisaku/suishin-iinkai/koukei-bukai/index.html>
- (3) 類似施設の整備概要  
令和元年度以降に整備された主要な道内生活館の概要（土地建物の概況、平面図）に関する資料は、委託者から貸与する。

## 9 担当

札幌市 市民文化局 市民生活部 アイヌ施策課 松下・田淵  
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所本庁舎 13 階南側）  
TEL：011-211-2277 FAX：011-218-5153

### 札幌市共同利用館の概要

- ・昭和 53 年 12 月に市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図ることを目的とし、「札幌市生活館」として開館。
- ・生活館機能を併せ持つ札幌市アイヌ文化交流センターの開館に伴い、平成 15 年度に解体撤去予定であったが、都心部での相談機能存続等の希望があることを受け、建物を当面存続させることとし、平成 16 年度から名称を「札幌市共同利用館」に変更。（生活館機能は廃止。）
- ・アイヌ生活相談員の事務室や研修室、玄関等共用部分



(54.27 m<sup>2</sup>) は、行政財産として使用。その他の部分 (144.99 m<sup>2</sup>) は普通財産として札幌アイヌ協会へ貸付。協会はアイヌ伝統文化の保存・継承等の自主活動の場として利用。

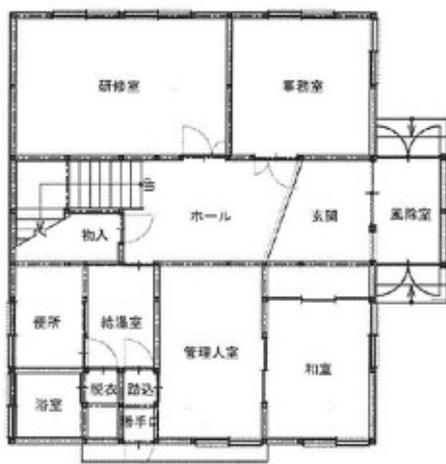
名 称	札幌市共同利用館
所 在	白石区本通 20 丁目南 1 番 56 号
構 造	木造モルタル 2 階建 (築 44 年)
面 積	延床 199.26 m <sup>2</sup> 、敷地 300.01 m <sup>2</sup>

生活館：社会福祉法の隣保事業に基づき、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的に行うことにより地域住民の生活環境の改善を図ることを目的として設置するもの。

【位置図】 (openstreetmap.jp)



【1階平面 (102.06 m<sup>2</sup>)】



【2階平面 (97.20 m<sup>2</sup>)】



## 共同利用館の後継施設について（共同利用館後継施設検討部会 中間報告）

## 1 検討経過

- (1) 第 1 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 4 年 10 月 27 日）  
部会委員 5 名により、共同利用館の後継施設について意見交換した。
- (2) 第 2 回 共同利用館後継施設検討部会（意見交換会）（令和 4 年 12 月 13 日）  
部会委員 5 名及び公募による参加者（アイヌ文化の振興に関する活動をされている方）10 名により、後継施設について意見交換を行った。
- (3) 第 3 回 共同利用館後継施設検討部会（令和 5 年 2 月 8 日）  
部会委員 5 名により、共同利用館の後継施設に関する課題整理について意見交換を行った。

## 2 後継施設に関する基本的な考え方

共同利用館の後継施設については、以下の観点に基づき検討を進めるべきと考えられる。ただし、いずれの項目についても、多様な考え方があることに留意する必要がある。

## (1) 後継施設の目指す姿

- ① アイヌ民族が、世代間の交流等を通じ、文化を継承するための施設とすること。
- ② アイヌ民族にとって、安心して集うことができ、身近で使いやすい施設とすること。
- ③ アイヌ文化に関する情報が集まり、発信することができる場とすること。
- ④ 特定の個人や団体の利益を追求するような利用方法を避けること。

## (2) 後継施設の機能等

- ① 以下の部屋や機能等を有すること。また、それぞれの機能に応じて、使いやすい工夫（防音対策や十分な天井高など）を講じること。
  - ・ 舞踊の練習やアイヌ語教室、民具の複製、工芸品の制作などを行うことができる集会室等
  - ・ 伝統料理を調理することができる調理室
  - ・ アイヌ文化を学ぶことができる図書スペース
  - ・ アイヌ文化の保存、継承、振興のために録音・録画等ができる機能
  - ・ Wi-Fi 環境等
- ② アイヌ民族の生活相談事業を実施すること。
- ③ 観光客等が訪れるアイヌ文化交流センターとの役割を意識して機能を検討すること。
- ④ アイヌ民族以外の利用により、アイヌ民族が利用しづらくなならないような工夫（ア

イヌの優先予約枠の設定、時間区分やゾーニング等)を講じること。

- ⑤ 伝統儀式などの伝承も行えるよう、囲炉裏を備えること。
- ⑥ アイヌ民族が子どものうちからアイヌ文化に触れられるような展示等の機能を検討すること。
- ⑦ 伝統文化の保存や継承に当たり、特に必要がある場合には時間制限なく活動を行うことができる場とすること。
- ⑧ 女性や子どもが利用しやすい機能を備えること。
- ⑨ 誰もが利用しやすいバリアフリーの施設とすること。
- ⑩ 施設管理体制の強化を検討すること。

### (3) 後継施設の立地等

- ① 車を運転しない高齢者や子どもでも集いやすいように、公共交通機関で利用しやすい場所を検討すること。
- ② 舞踊に使用する衣装や道具、刺しゅうの制作に使用する資材など、搬出入する荷物が多くなる用途が想定されるため、十分な駐車場を確保すること。
- ③ アイヌ文化において活用される植物等について学べる環境であること。
- ④ 可能な限り中心部となるように検討すること。